

令和3年度第3回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日時	令和3年11月10日(水)午後6時～午後6時55分
*場所	教育委員会室
*次第	I 開会 II 議題 文京区指定文化財の指定について III その他 IV 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員(谷川章雄、藤井英二郎、内田青蔵、副島弘道、佐藤信、岩淵令治) 事務局(松永教育推進課長、川口文化財保護係長、臼井文化財保護係主事、町田文化財調査員)
*傍聴者	0人
*資料	資料第1号 文京区指定有形文化財 指定説明書(案) 別紙 麟祥院文書目録(整理番号順) 参考資料 麟祥院文書 調書 参考資料 文京区文化財指定基準

I 開会

II 議題

1 文京区指定文化財の指定について

事務局が資料第1号に基づき、指定説明書(案)の説明を行った。

《会長》 それでは何かご質問・ご意見等はございますか。

《委員》 藩の名前は説明書の下から2段落目のところで山城淀藩と下総佐倉藩となっていますが、大名の〇〇なので「国」を入れたほうが良いと思います。

《事務局》 そうですね。ありがとうございます。

《会長》 調書の方だけでしょうか。

《委員》 調書と説明書、両方です。

《会長》 調書の方は1ページの下から5・6行目山城の後に国を入れ、あとは下総の後に国を入れます。

3ページの下から14行目、麟祥院は春日局の～で始まる段落の、ここは山城の「国」、それからその下の行にまた下総の「国」が入ります。

《委員》 調書の2ページの4番の麟祥院文書の主な内容のところに虫損があるが概ね展開できるという保存状態とあります。東京大空襲の時に蔵以外は全部焼けたという記載が前にあったので、確認ですが、朱印状の箱に収まった本物の原本などは、例えば住職の手元にあったために、大空襲で焼けて、蔵にあった控えが残ったということでしょうか。

《事務局》 その辺はわかりません。

《委員》 今残っている麟祥院文書は蔵にあったから残ったのでしょうか。

《事務局》 そのように住職からは聞いています。

《委員》 蔵にあったものは虫損を受けているのでしょうか。

《事務局》 はい。

《委員》 わかりました。

《委員》 朱印状に関しては、本来なら全部国に納めなければならず召し上げられてしまします。

《委員》 では本物は持ってないのでしょうか。

《委員》 その方が多いです。

《委員》 地方で大名家が持っていることありますが、あれは写しでしょうか。

《委員》 大名家こそ国に提出している気がします。写しは精巧な写しをつくります。

《委員》 檀紙で整えて、しかも塗箱に納めて、それは全部写しなののでしょうか。朱印が押してあるのを見たような記憶がありますが。

《委員》 絶対なかったとはいえません。麟祥院文書は蔵に入っていない分もあったかもしれないという話ですよ。それは確かにわかりません。

《事務局》 第1回目の審議会の際に聖教類は残っていないのかという話があったので、住職に確認したところ、経蔵も燃えているので、ありませんとのことでした。

《委員》 このお寺が開かれた頃には、臨済宗妙心寺派という言い方が普通でしょうか。ずっと前から妙心寺を中心とする大檀があり、今日はもちろん臨済宗妙心寺派の寺院ですが、その言葉を寛永に遡って使ってもいいのでしょうか。わかれば教えてください。

《事務局》 わからないです。当時はそういう呼び方は多分していません。妙心寺の一派につながる寺院としてあったのは間違いないと思います。

《委員》 臨済宗妙心寺派の寺院でいいですか。わかりました。

《委員》 一般論としては「～寺」の方が格が上かと思うのですが、最初の天沢寺から天沢山麟祥院になるというのは、そういう事例ではないと思っていいのでしょうか。春日局の関係の寺ですから。

《事務局》 伝通院も於大の方の法名の方に名前を変えています。

《委員》 それともう一つは、ここの記載の中で、麟祥院という院号を春日局がもらい、その後亡くなっているのですよね。亡くなる前に院号をもらうものなのでしょうか。普通は亡くなってから院号をもらいます。

《事務局》 寺伝ではこういう流れになっています。

《委員》 生前もありますよね。

《会長》 逆修ですよ。あってもおかしくはありません。

《委員》 亡くなる前にもらったら仏さまになりますよね。その方のためにその院号をそのまま使ったお寺ができると。わかりました。あと、品質のところですが、紙本墨書とよく聞くのですが、これは紙本でよろしいのでしょうか。

《事務局》 ほぼ墨書なのですが、近代はペン書きもあります。

《委員》 ペン書きですか。

《事務局》 はい、万年筆ですね。それはどうでしょうか。9割以上は墨書です。

- 《委員》 これは、指定説明書の方の7番、品質のところは紙本と書いてありますが、この品質というのはこういうような一括指定の文書のようなものでも書くものでしょうか。
- 《事務局》 わかりません。
- 《委員》 例えば、美術工芸品の場合や一点もの場合、例えば紙本淡彩とか、絹本着色とかは分かりますが、文書は全部紙本だと思いますが、厳密に言えば、用紙が布だったりするものはないのでしょうか。
- 《事務局》 文化財指定基準を見ますと、有形文化財古文書の（三）のところ、木簡、印章、金石文もこの指定基準上、古文書という分類になるものですから。
- 《委員》 木に書いたものや、石材に彫ったもの等も。
- 《事務局》 一応、指定基準上は古文書といえるようなので、紙であるというのも入れたほうがいいのではないのでしょうか。
- 《委員》 各項目があって書くとなったらこう書かざるを得ないですね。わかりました。
- 《委員》 この空襲で焼け残った土蔵は現存しているのでしょうか。
- 《事務局》 現存しています。
- 《委員》 この建物自体は何年頃の建物でしょうか。
- 《事務局》 調査はしていませんが、江戸期であると住職はおっしゃっている。
- 《委員》 この「建築史的有用な資料である」というものの、建物の再建自体が嘉永年間でそんなに古くありません。図面類がないから「建築史」というよりは、「生産史」とかそういうような観点だから、「建築史」と書くとモノが残っているような気がするの、その生産史的な観点から職人の存在からの方がいいのかと思います。
- 《事務局》 分かりました。
土蔵は残っていますが、大分形は変えられています。
- 《委員》 「建築生産史」とかいいかもしれません。
- 《会長》 ではこれに関しては修正してください。
- 《事務局》 はい。
指定基準に関して、今回は（五）の基準で出しているのですが、「（四）古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって現存し、学術的価値が高いもの」と迷った経緯があります。今回（五）の基準でいいかどうか、議論していただければと思います。
- 《委員》 どちらか一つにしなくてはいけないのでしょうか。
- 《事務局》 そういった決まりも恐らくないと思います。
- 《委員》 何番のいくつというのは慣例でしょうか。
- 《事務局》 それは慣例ですね。
- 《委員》 二つの場合もありますでしょうか。
- 《委員》 特に古文書などの場合は、たくさんあります。この場合だったら（一）も（四）も（五）も相当すると思うので、全て書いてしまったらいかがでしょうか。
- 《委員》 多分（五）が一番狭いのですよね。近世近代の地方文書などを想定していて、

(五) は絞り込んでいます。

《事務局》 少し気になっていたのが、(五) は近世及び近代という時代を限定しているところで、実は、今整理しているものの中には現代のものも入っているので、そうするとどうでしょうか。

《委員》 現代を近代に入れてもいいのではないですか。

《委員》 中世に遡ることはないでしょうか。

《事務局》 中世に遡ることはないです。

《委員》 (五) が一番狭いので、いわゆる地方文書などを想定している気がします。

《事務局》 そうですね。

《委員》 例えば、(二) の絵画、彫刻、工芸品というようなところを見ると、そのうちの(一) (二) (三) (四) のどれか一つを選べとなると、選べるはずもないと思いますし、民俗文化財のところのアイウエオカキクケコというのは、これも複数該当するものがほとんどでしょうから、迷われるのであれば列記してもいいのではないのでしょうか。

それがどれか一つ、これまでの伝統が一つだけ代表して書くっていうことであれば(五)ということになると思いますが、それが厳しい規則ではないのでしたら、(一)、(四)、(五)と列記した方がいいのではないですか。

《会長》 これまでに複数上げたことはありますか。

《事務局》 私が関わっている中ではありません。

古文書の指定区分ですが、先例に従ったらというお話がありましたが、前回の古文書の指定は45年前になりまして、そういう記録の資料がなく、前回ほどの基準で指定したのかわかりません。

《会長》 でしたら逆に今回複数にしても大きな問題にはなりませんか。

例えば去年一つにしていたが、今年から複数にしたら、「何でそうしたのか」となる可能性があります。大分前であるということは、もう審議会自体が代替わりしているし、他区の様子などをみると複数上げているところは何回か経験している記憶がありますので、その辺りを考えると複数上げてもいいのではないかと個人的には感じます。

《委員》 この基準は改めて一から読ませていただくと、特に最後の方、(五)の地域的というのが、非常に特徴的なポイントとして挙げられていて、(四)は歴史的系統的、(三)は記録性が高い、(二)は原本ないしはそれに準ずる、ですからそれぞれ光の当て方が違います。

今回の場合、系統的だという視点でしょうか。

《事務局》 それもありますけれど、地域資料としてという部分も大きいです。

《会長》 どうでしょうか

《委員》 併記がもし許されるのであれば、(四)と(五)か、もし今後紙以外の資料が入るとすると(三)とかもあり得ると思いますが、その時は追加指定にすればいいのではないのでしょうか。(一)は何でもありみたいな感じがします。

《委員》 (四)は系統的にまとまって現存だから今回のこれには当てはまると思います。

《会 長》 (四)と(五)ということにして複数の指定基準を、これを機会に考えると
いうことでいかがでしょうか。

《事務局》 わかりました。

《会 長》 今後、追加指定もありうるということで調査の経緯の中に入れてもいいのは、
いや、指定に関するものだから必要ないですか。

《委 員》 次の追加の時にそのことを入れたほうがよいと思います。

《会 長》 議事録にはちゃんと乗っているから唐突に出てきた感じにもなりませんか。
わかりました。

《委 員》 現在はどのような状態で、文書はお寺に保管されているのでしょうか。

《事務局》 現在は再整理する機会がありまして、古文書はそれまで茶封筒に入っており
ましたが、それを出して、1件ごとに中性紙の封筒に入れております。ただ
現状は段ボールの中に入っています。

《委 員》 その段ボールはどこにありますか。

《事務局》 お寺の書院の2階です。

《委 員》 何箱くらいですか。

《事務局》 5箱です。

《委 員》 将来的には中性紙の箱に入れたほうがいいのでしょうか。

《事務局》 はい。

《委 員》 一応全部中性紙封筒に入れてはあるのでしょうか。

《事務局》 そうですね。一応再整理する際、区の方で用意したのですが、現状では未
指定なので、収納箱までは用意はしていません。指定すると収納箱の補助は
出せるというかたちになります。

《会 長》 些末なところですが、調書の方の数量1229のところはカンマを入れたほ
うが良いと思います。

《事務局》 はい。

《委 員》 指定になった後の話ですが、ふるさと歴史館等で展示をするということはある
のでしょうか。

《事務局》 今後の協議だと思えます。

《委 員》 この文書目録は公開されてはいないのでしょうか。

《事務局》 公開されておられません。

《委 員》 これは今後、そういう計画はありませんか。

《事務局》 今のところ計画段階ですが、残っているものの調査が終わった段階で、報告
書を作成したいと思います。
お寺としてはその寺史を作りたいという意向がありまして、報告書も寺史に
代わるようなものができたらという風には考えております。

《委 員》 ありがとうございます。

《会 長》 他にはなにかございますでしょうか。無いようですので、今日のご意見等を
踏まえて次回審議会までに修正をお願いします。以上で終了です。本日はあ
りがとうございました。